

参加費
無料

◆日時◆

2023年12月
2^(土)日・16^(土)日
13:30～17:30

創業セミナー

失敗しない創業、全力で支援します!!

◆定員◆

20名
(先着順)

◆申込◆

お電話 0776-66-3324
または QRコードより



◆会場◆

坂井市商工会本所
2階研修室
(坂井市坂井町下新庄 2-10-1)

◆対象◆

坂井市内で創業予定の方
創業後間もない方
企業経営に興味のある方



坂井市商工会では、これから創業を予定されている方や起業後間もない方を対象として、「創業セミナー」を開催します。セミナーでは、創業前の準備の方法や計画の立て方、会計の基本や集客の方法など、経営の基礎となる知識について創業支援の実績豊富な専門家がレクチャーします！

セミナー受講終了者には、特定創業支援事業の支援対象事業者の認定申請に必要な受講証明書を発行します。認定を受けると会社設立時の登録免許税軽減等の支援策が利用できます。

また、坂井市内で創業される方は創業支援補助金を利用いただけますので、詳細は裏面をご覧ください。

12月2日(土)

1コマ目

13:30～15:30

- ・ビジネスモデルの基礎をつくろう
- ・儲けるためのプライシングについて考えよう



担当講師
中小企業診断士
社会保険労務士
佐藤 悟氏

2コマ目

15:30～17:30

- ・創業計画を作ってみよう
- ・起業前後の手続き・支援策について

12月16日(土)

1コマ目

13:30～15:30

会計の基本を勉強しよう

担当講師 税理士 林 英司氏



2コマ目

15:30～17:30

SNSを活用して集客しよう

担当講師 ITコーディネータ 吉田 直哉氏



坂井市新規創業支援補助金とは？

坂井市内において創業する方に対し、事業に要する経費の一部を補助するものです。申請に際しては、必ず公募要領をご確認のうえ手続きを進めてください。

なお、補助金の採択を受けるには事業計画書等の提出と併せ、審査会でのプレゼンテーション内容を含めた審査があります。申請を検討されている方は、スケジュールに余裕をもって商工会までご相談ください。

【補助上限】：100万円

【補助率】：1／2以内

■対象者

- ①創業後1年以内であること、又は創業を予定する日の3か月以内であること
- ②坂井市内に主たる事業所等を設置し、又は設置する者
- ③坂井市の市税等の滞納がない者
- ④創業に必要な許認可等を既に受けている、又は受けること
- ⑤坂井市暴力団排除条例（平成23年坂井市条例第8号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと
- ⑥創業する者が自ら事業計画書を作成し、商工会の支援等を受けながら販路開拓等の取組を行い、原則坂井市商工会に加入し、経営指導を受ける者
- ⑦審査会時に、自身の事業計画書について申請者自身がプレゼン発表できる者
- ⑧5年以上事業を継続する意志がある者
- ⑨事業における採算性を満たしている者

■対象経費

- ①店舗等新築工事費（増改築を含む）
- ②設備・備品購入費
- ③広報費
- ④ウェブサイト関連費
- ⑤法人登記等に係る経費並びに許認可等取得に係る経費（租税公課は含まない）
- ⑥事務所等の月額賃貸料（駐車場代含む）
- ⑦委託・外注費

■申請の主な流れ

- ①ホームページにて公募要領の確認 → ②事業計画書を作成 →
- ③必要書類を揃えて提出 → ④審査会時にプレゼン発表 →
- ⑤採択結果を申請者に連絡 → ⑥計画に沿って実施 →
- ⑦実績報告を提出 → ⑧確認後、指定の口座に振込

公募要領、申請様式等詳細については、
坂井市商工会のホームページよりご確認ください。

<http://www.shoko-sakaicity.or.jp/>

